

令和7年2月14日

社会福祉法人 日本肢体不自由児協会

理事長 遠 藤 浩 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和6年度における社会福祉法人の業務等の状況に
関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和7年5月14日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

(1) 内部管理体制について

法第45条の13第5項に基づき、特定社会福祉法人（法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える法人又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人）は、組織経営のガバナンスの強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制（内部管理体制）の整備の決定を理事会で行うことが義務づけられているが、平成29年5月26日に決定された「内部管理体制の基本方針」において定められている各規則、規程のうち一部が制定されていないので、漏れなく規定すること。

(2) 経理規程について

経理規程の「価格による随意契約」に係る規定である第76条第4項において、一定の契約の種類に応じた上限額までは、2社以上の見積もりで差し支えないこととなっているが、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日 雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長通知）において定める額よりも緩和しているので、当該通知において定める額に改めること。